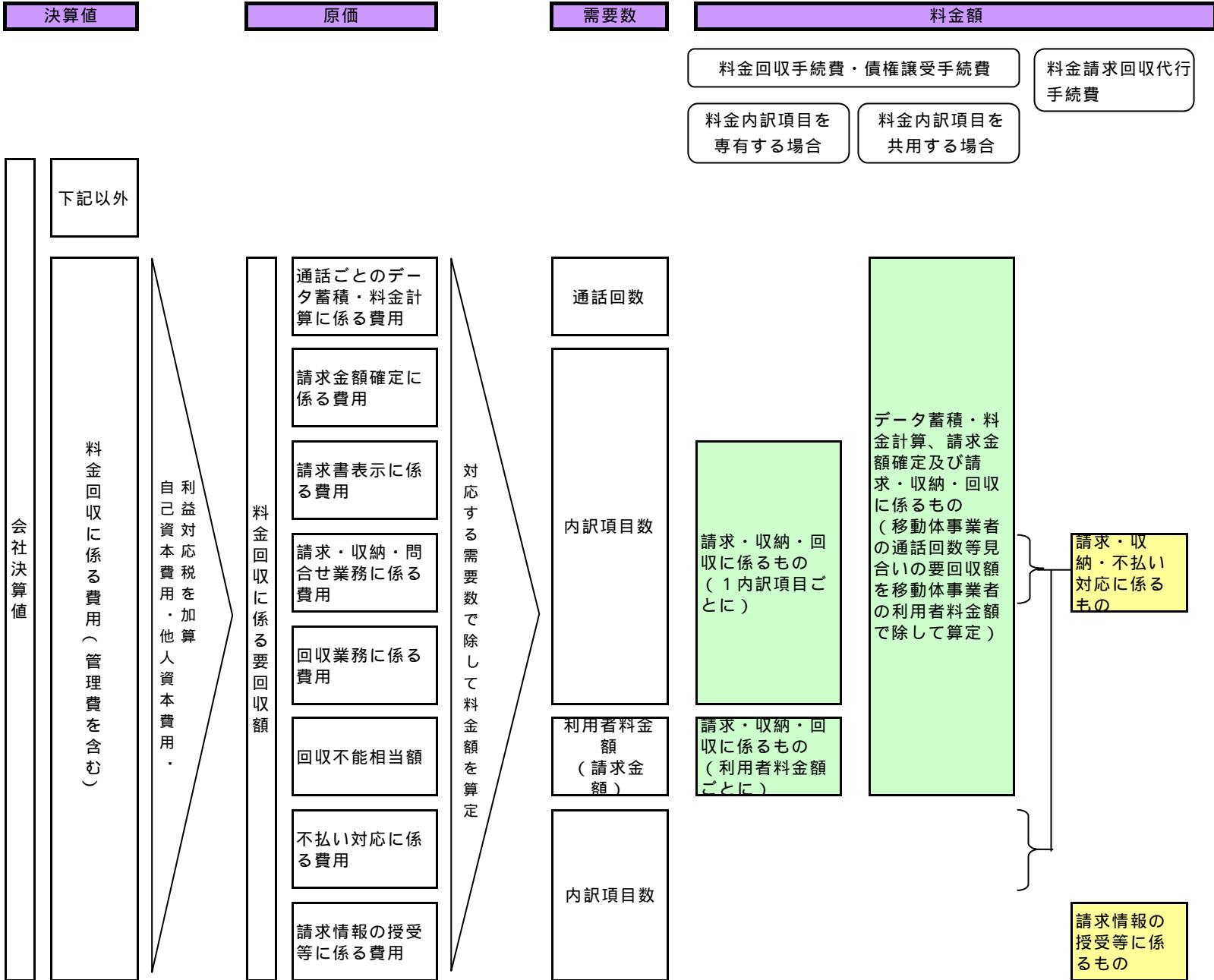


手續費算定根拠 (東日本)

目 次

.算定手順	2
.原価の算定及び料金の設定	
1.料金回収手数料（公衆電話発信以外の場合）	3
2.債権譲受手数料（公衆電話発信以外の場合）	4
3.料金請求回収代行手数料	5
.投資等比率及び貯蔵品比率の算定	6
.接続料収納までの平均的な日数の算定	7
.資本構成比率の算定	8
.他人資本利率の算定	9
.自己資本利益率の算定	10
.利益対応税率の算定	11



原価の算定及び料金の設定

1. 料金回収手続費 (公衆電話発信以外の場合)

(平成 14年度の実績コスト等をもとに算定)

1. 原価の算定

区 分	設備管理運営費	自己資本費用	他人資本費用	利益対応税	原 価	単 位	備 考
通話ごとのデータ蓄積・料金計算に係る費用	12,515	10	13	9	12,547	(百万円)	
請求金額確定に係る費用	7,325	6	8	6	7,345	(百万円)	
請求書表示に係る費用	2,151	2	2	2	2,157	(百万円)	
-1請求書編集業務に係る費用	23,631	20	25	19	23,695	(百万円)	
-2請求書作成・発送業務に係る費用	19,400	16	21	15	19,452	(百万円)	
-3収納業務に係る費用	10,958	9	12	8	10,987	(百万円)	
-4問合せ業務に係る費用	4,024	3	4	3	4,034	(百万円)	
請求・収納・問合せ業務に係る費用	58,013	48	62	45	58,168	(百万円)	
回収業務に係る費用 (利用停止・契約解除等の滞納整理業務に係る費用)	17,669	15	19	14	17,717	(百万円)	
回収不能相当額 (料金回収不能となり、貸倒損失計上した額)	3,071	3	3	3	3,080	(百万円)	

2. 料金の設定

(1) 需要あたりの原価の算定

区 分	対象事業者	需 要 数	単 位	備 考	
a. 通話回数 (NTT東日本固定網発信分)	(1) NTT東日本	18,686	(百万回)		
	(2) 移動体事業者	4,568			
	(3) 合計	23,254			(1)+(2)
b. 内訳項目数	(1) NTT東日本	2,172	(百万項目)		
	(2) 移動体事業者	258			
	(3) NTT東日本・移動体計	2,430			(1)+(2)
	(4) その他事業者	314			
	(5) 料金回収手続費適用事業者計	2,744			(3)+(4)
	(6) 料金請求回収代行利用事業者	3			
	(7) 合計	2,747			(5)+(6)
c. 利用者料金額 (請求金額)	(1) NTT東日本	1,480,459	(百万円)		
	(2) 移動体事業者	252,546			
	(3) その他事業者	234,676			
	(4) 合計	1,967,681			(1)+(2)+(3)

区 分	原 価	単 位	備 考	
通話ごとのデータ蓄積・料金計算に係る料金	(1通話ごとに)	0.54	(円)	1の / aの(3)
請求金額確定に係る料金	(1内訳項目ごとに)	3.02	(円)	1の / bの(3)
請求書表示に係る料金	(1内訳項目ごとに)	0.79	(円)	1の / bの(5)
請求・収納・問合せ業務に係る料金	(1内訳項目ごとに)	21.18	(円)	1の / bの(7)
回収業務に係る料金	(1内訳項目ごとに)	6.46	(円)	1の / bの(5)
回収不能相当額に係る料金	(利用者料金額ごとに)	0.16	(%)	1の / cの(4)

(注) 移動体事業者とは、携帯・自動車電話事業者、活用型 PHS事業者、接続型 PHS事業者、無線呼出し(ホケール)発課金)事業者のことをいいます。

その他事業者とは、NTT東日本、移動体事業者以外で料金回収手続費を適用する事業者のことをいいます。

(2)料金の設定

(ア)利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収に係るもの

・1内訳項目ごとに

区 分	料 金 額	単 位	備 考
請求・収納・回収に係る手数料	28.43	(円/内訳項目)	2の + 2の + 2の

・利用者料金額(請求金額)ごとに(月額)

区 分	料 金 額	単 位	備 考
回収不能相当額に係る負担額	0.16	(%)	2の

(イ)利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者が共用する場合であって、通話ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収に係るもの

・原価の算定

区 分	原 価	単 位	備 考
A.通話ごとのデータ蓄積・料金計算の負担額	2,467	(百万円)	2の * 2の aの(2)
B.請求金額確定の負担額	779	(百万円)	2の * 2の bの(2)
C.請求書表示の負担額	204	(百万円)	2の * 2の bの(2)
D.請求・収納・問合せ業務の負担額	5,464	(百万円)	2の * 2の bの(2)
E.回収業務の負担額	1,667	(百万円)	2の * 2の bの(2)
F.回収不能相当の負担額	404	(百万円)	2の * 2の cの(2)

・料金の設定

区 分	原 価	単 位	備 考
G.業務毎の負担額合計	10,985	(百万円)	A+B+C+D+E+F
H.適用する手数料	(利用者料金額ごとに)	4.3	(%) G / 2の cの(2)

2. 債権譲受手数料 (公衆電話発信以外の場合)

1. 料金回収手数料 (公衆電話発信以外の場合)に同じ。

3.料金請求回収代行手続費

(平成14年度の実績コスト等をもとに算定)

1.「(ア)請求情報の授受等に係るもの」

原価の算定

区 分	原 価	単 位	備 考
設備管理運営費	149,432	(千円)	接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、
他人資本費用	160	(千円)	他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
自己資本費用	124	(千円)	但し 設備管理運営費については、保守委託等にかかる費用を個別に
利益対応税	117	(千円)	算定した。
合計	149,833	(千円)	+ + +

料金の設定

区 分	需 要 数	単 位	備 考
内訳項目数	2,807	(千項目)	

区 分	料 金 額	単 位	備 考
1内訳項目ごとの料金	(1内訳項目ごとに)	53.38	(円) /

2.「(イ)請求・収納・不払い対応に係るもの」

原価の算定

(1)請求・収納・問合せ業務に係るもの

区 分	原 価	単 位	備 考
請求・収納・問合せ業務に係る費用	58,168	(百万円)	.1.料金回収手続費(公衆電話発信以外の場合)の1のより

需要あたりの原価の算定

区 分	需 要 数	単 位	備 考
内訳項目数	2,747	(百万項目)	.1.料金回収手続費(公衆電話発信以外の場合)の2の(1)のbの(7)より

区 分	原 価	単 位	備 考
請求・収納・問合せ業務に係る料金	(1内訳項目ごとに)	21.18	(円) /

(2)不払い対応業務に係るもの

(不払い発生対応)

区 分	原 価	単 位	備 考
作業単金(一人当たり1時間ごとに・平日昼間)	7,190	(円)	
1の業務に要する作業時間(1項目あたり)	0.167	(時間)	
不払い発生比率	0.0130	(%)	料金請求回収代行の総内訳項目数に対する不払い内訳項目数の比率
当該業務に係る料金	0.16	(円)	x x

(未収納発生対応)

区 分	原 価	単 位	備 考
作業単金(一人当たり1時間ごとに・平日昼間)	7,190	(円)	
1の業務に要する作業時間(1項目あたり)	0.008	(時間)	
未収納発生比率	0.2227	(%)	料金請求回収代行の総内訳項目数に対する未収納内訳項目数の比率
当該業務に係る料金	0.13	(円)	x x

(合計)

区 分	原 価	単 位	備 考
不払い対応業務に係る料金	(1内訳項目ごとに)	0.29	(円) +

料金の設定

区 分	料 金 額	単 位	備 考
請求・収納・不払い対応に係る料金	(1内訳項目ごとに)	21.47	(円) +

投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,869,617 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) ()	9,453 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0033 (C)

投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

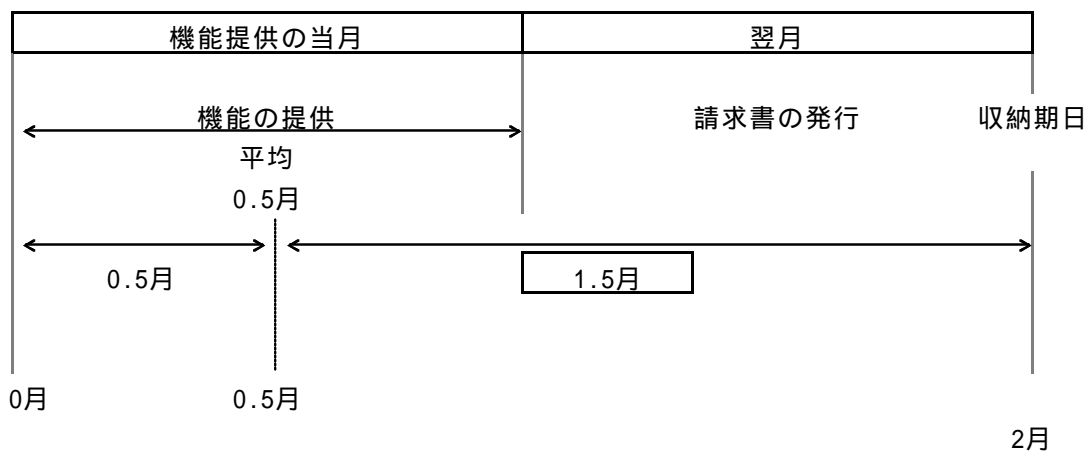
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	3,401,317 (A)
貯蔵品 ()	18,988 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0056 (C)

貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品(新品)であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注)なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

.接続料収納までの平均的な日数の算定

(1)機能の提供と接続料の収納までの日程



(2)機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヵ月}}{12 \text{ ヵ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B / S (H14)稼働ベース			レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産 3,401,317	有利子負債 1,205,008 (0.255)	→ 圧縮後の資本構成比	H14稼働 電気通信事業固定資産 3,401,317	有利子負債 1,205,008 (0.334)	↑ 負債	↑ 負債
	その他の負債 600,629 (0.127)					
	退職給与引当金 1,087,411 (0.230)	← 流動資産の 圧縮 1,122,424	貯蔵品(月平均) 18,988	自己資本 1,837,289 (0.509)	↓ 資本	↓ 資本
流動資産等 1,329,019	自己資本 1,837,289 (0.388)		投資等 11,207			
計 4,730,336		流動資産の理論値と 実績の差 206,595	計 3,607,912	計 3,607,912		

206,595 - 1,329,019 = 1,122,424

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{(1,205,008 + 565,616)}{\text{負債}} \div \frac{3,607,912}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.491}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{1,205,008}{\text{有利子負債}} \div \frac{(1,205,008 + 565,616)}{\text{負債の合計}} = \boxed{0.681}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.681}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.319}$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.491}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.509}$$

他人資本利率の算定

(1) 有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成14年度実績とした。

有利子負債に対する利率 = 1.89%

(単位：%)

年度	14
区分	
他人資本利率	1.89

(注) 借入金の平均利率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

有利子負債以外の負債の利率相当率 = 1.45%

(単位：%)

年度	10	11	12	13	14	平均
区分						
他人資本利率	1.50	1.69	1.64	1.29	1.13	1.45

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利率

他人資本利率 = $1.89\% \times 0.681 + 1.45\% \times 0.319$ = 1.75%

(有利子負債に対する利率 × 有利子負債比率 + 国債利回り × 有利子負債以外の負債の比率)

自己資本利益率の算定

(1) 過去3年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値

区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平均値
国債10年ものの利回り	0.0164	0.0129	0.0113	0.0135

(2) 主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率

区分	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平均値
主要企業の自己資本利益率	0.0118	0.0090	0.0247	0.0041	0.0240	0.0131

(3) 料金算定に採用する自己資本利益率

上記(1)、(2)を勘案し、低い方の(2)の主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率を採用する

区分	採用値
自己資本利益率	0.0131

利益対応税率の算定

利益対応税としては、事業税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

$$\text{利益対応税率} = \boxed{69.87\%}$$

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

税引前利益を y 、税額を x_n とする。

事業税実効税率

事業税額を x_1 とする。

$$x_1 = (y - x_1) \times 0.101 \qquad x_1 = \frac{0.101}{1+0.101} \times y = \underline{0.0917y}$$

法人税実効税率

法人税額を x_2 とする。

$$\begin{aligned} x_2 &= \text{事業税引後利益} \times 0.3 \\ &= (y - 0.0917y) \times 0.3 \\ &= \underline{0.2725y} \end{aligned}$$

道府県民税実効税率

道府県民税額を x_3 とする。

$$\begin{aligned} x_3 &= \text{法人税額} \times 0.05 \\ &= 0.2725y \times 0.05 = \underline{0.0136y} \end{aligned}$$

市町村民税実効税率

市町村民税額を x_4 とする。

$$\begin{aligned} x_4 &= \text{法人税額} \times 0.123 \\ &= 0.2725y \times 0.123 = \underline{0.0335y} \end{aligned}$$

税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$\begin{aligned} x &= x_1 + x_2 + x_3 + x_4 \\ &= \underline{0.4113y} \end{aligned}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.4113y}{(1-0.4113)y} = \frac{0.4113y}{0.5887y} = 0.6987$$

税引前利益	y
利益対応税	$x = 0.4113y$
税引後利益	$z = (1-0.4113)y$